

堺市と学校法人近畿大学との包括連携に関する基本協定書

堺市（以下「甲」という。）と学校法人近畿大学（以下「乙」という。）は、相互の連携強化を図り、イノベーションに挑戦し続け、それぞれの成長・発展に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、近畿大学医学部及び近畿大学病院の堺市への移転を機に、これまでの協力関係を一層強化し、甲と乙が包括的な連携のもと、泉北ニュータウンなど甲が有する地域資源の活用及び知的・人的資源の交流を図り、産学連携から発展する共同研究によるイノベーション創出や教育的効果を見据え、甲と乙が相互に連携・協力し、健康増進、産業振興、スマートシティ、子育て、教育、人材育成、都市魅力等の分野において、双方の発展と充実に寄与し、公民連携を積極的に推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条に定める目的を実現するために、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 健康増進に関すること
- (2) 産業振興に関すること
- (3) スマートシティに関すること
- (4) 子育て、教育、人材育成に関すること
- (5) 堺の都市魅力創造・発信に関すること
- (6) 社会課題の解決に向けた連携に関すること
- (7) その他前条の目的に沿い両者が必要と認める事項

2 前項に掲げる事項の実施時期、実施方法その他具体的な実施内容については、事前に甲と乙で協議したうえで決定する。

（連絡調整窓口）

第3条 前条の事項の円滑かつ効果的な推進のために、甲と乙で構成する連絡調整窓口を設置する。

2 連絡調整窓口に関して必要な事項は別に定める。

（経費）

第4条 第2条に定める事項の実施に要する経費は、原則として甲と乙において各々応分に負担することとする。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定書締結の日から3年間とする。ただし、有効期限満了日の3か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面をもって改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、以降の期間についても同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定める事項に関する細目については、甲と乙が別途協議して定めることとする。

2 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各々1通を保有する。

令和4年(2022年)12月11日

甲 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

堺市

市長 (自署)

乙 大阪府東大阪市小若江3丁目4-1

学校法人近畿大学

理事長 (自署)